

米海軍横須賀基地のPFOS（ピーフォス）等に係る 国からの説明（第6報）について

1. 日 時 令和5年（2023年）2月17日（金）11:30～11:45

2. 来 訪 者 防衛省南関東防衛局 局長
防衛省地方協力局 環境政策課長
防衛省南関東防衛局 企画部長
防衛省南関東防衛局 地方調整課連絡調整室長

3. 対 応 者 市長
市長特命参与
国際交流・基地政策課長

4. 来訪の目的 PFOS等の流出に係る説明のため

5. 概 要

(1) 防衛省南関東防衛局からの説明要旨

本日は、米側が昨年11月及び12月に実施した、排水処理施設の生活排水ライン・産業排水ラインそれぞれの入口及び粒状活性炭フィルターによる処理前後の排水のサンプリングの分析結果などについて、米側より情報提供があったことなどから、ご説明に伺った。

本件に関しては、日米合同委員会の下に設置されている環境分科委員会の枠組みの中で調整、協議等してきたところである。

粒状活性炭フィルターを通過させた排水の分析結果について

米側は、昨年11月18日、12月9日、12月23日に、粒状活性炭フィルターを通過させた排水をサンプリングしており、それを分析した結果については、PFOSとPFOAの合算値で、不検出又は7.3ng/Lであり、いずれも水環境中の暫定指針値である50ng/Lを下回っている。

昨年12月15日に南関東防衛局が実施した提供水域外のサンプリング分析結果について

当局が実施した提供水域外の3地点におけるサンプリングの分析結果はPFOSとPFOAの合算値で、2.4～3.6ng/Lであり、こちらについても暫定指針値を下回っており、これまでに実施してきた分析の結果から変化は見られない。

米側における原因究明の状況について

米側からは、

- ・当該排水処理施設は、横須賀海軍施設内の全ての排水を処理している
- ・横須賀海軍施設は大規模な施設であり、原因を絞ることが難しい状況ではあるが、引き続き原因究明に努める、との説明を受けている。

加えて、米側からは、

- ・一因と推定される泡消火薬剤については、横須賀海軍施設においては2022年9月に交換済みである、
- ・排水処理施設内の汚泥については、除去及び在日米軍が策定する「日本環境管理基準（JEGS）」に基づき許可された焼却施設での処分を定期的実施しており、継続的な施設の安全管理と再発防止に努めている、
- ・引き続き粒状活性炭フィルターの効果を検証していく、

との説明を受けており、今般米側より提供があったサンプリングの分析結果からも確認できるように、粒状活性炭フィルターが効果的に機能していることを踏まえれば、今後、横須賀港に水環境中の暫定指針値を上回る水が排出される可能性は低いと考えている。

P F O S 等が検出された原因が不明である中、米側は粒状活性炭フィルターの設置や継続的なサンプリングを実施するなど、施設の安全管理に努めているものと承知している。

また、立入りの際に実施した提供水域内のサンプリングの分析結果の公表に関しては、現在、日米間で検討しているところだが、この調整を加速して参りたいと考えている。

(2) 説明を受けての上地市長の発言要旨

粒状活性炭フィルターの設置後の数値が、暫定指針値以下であったこということは、粒状活性炭フィルターが効果的に機能していることだと思うので、私としても安堵した。

本市としても、地元米軍基地との信頼関係が更に深まった対応であったと感じている。

立入りの際に実施した提供水域内のサンプリングの分析結果に関しても、早期の公表ができるよう、日米間の調整の加速をお願いする。

(3) 確認及び申し入れ事項

市長から、以下の事項についてそれぞれ確認及び申し入れを行った。

米側のサンプリング結果について

(市長)

米側でサンプリングした分析結果の、「不検出」とはどういう意味か。
また、1月以降のサンプリング状況はどうなっているのか。

(南関東防衛局長)

「不検出」の意味については、米側からは、

- ・ 定量可能な成分量未満であったことから「不検出」と表現されている、
 - ・ 今回の粒状活性炭フィルター通過後の分析結果における「不検出」については、日本の水環境中の暫定指針値を十分に下回る数値である、
 - ・ また、本年1月以降に採取したサンプルについては、現在、分析を進めている、
- などの説明を受けている。

汚泥やリフトステーションのサンプリング結果について

(市長)

防衛省から、排水処理施設内の汚泥やリフトステーションのサンプリング結果については、環境分科委員会の枠組みを通じて日米両政府の調整が行われる旨の説明があったが、こちらはどうなっているのか。

(南関東防衛局長)

排水処理施設内の汚泥やリフトステーションのサンプリング結果については、米側からは

- ・ 提供施設区域内の米海軍の内部運用に関係するため、公表することはできない。
- ・ 施設・区域内における環境管理については、引き続き、米側で実施する、との説明を受けている。

環境補足協定に基づく立入りの際のサンプリングについて

(市長)

環境補足協定に基づく立入りの際に、なぜ、市が希望する排水処理施設の生活排水ライン・産業排水ラインそれぞれの入口・出口、粒状活性炭フィルターによる処理後の排水のサンプリングを実施することが出来なかったのか。

(南関東防衛局長)

米側は、排水に関するPFOS等の濃度について、日本での基準が定められていないと承知していること、また、在日米軍が策定するJEGSにおいても「排水」としての取扱いは規定されていないとして、御指摘のサンプリングの実施について、日米間で調整がつかなかった。

その上で、米側からは、

- ・米側において、サンプリングを定期的を実施しており、結果は、日本側に適切に提供する
- ・米側において、P F O S等については、J E G Sに基づき、適切に管理を行っている、

との説明を受けている。

そのため、米側と調整の上、先般の立入りの際には、水環境中の暫定指針値が定められている提供水域内において、サンプリングを実施することとなったところである。

J E G S [ジェグス]について

(市 長)

J E G Sにおける排水等に関するP F O S等の規定はどうなっているのか。

(南関東防衛局長)

P F O S及びP F O Aについては、在日米軍が策定するJ E G Sにおいては、有害物質のリストに掲載され、その保管方法、廃棄手続、漏出時の対応要領等が定められているが、「排水」としての取扱いは規定されていないと承知している。

その上で、J E G Sについては、日米両国の規定のうち、最も保護的なものを採用する、との位置づけであるところ、日本国内において、排水に関するP F O S等の濃度を定めた基準はなく、また、米国においても、同様の基準は存在しないと承知している。

(市 長)

それならば、「排水」としての取扱いについてもJ E G Sに規定するよう、改定を求める。

(南関東防衛局長)

防衛省としては、在日米軍が有害物質の管理を行う中で、このような事案が発生することはあってはならないことと認識しており、在日米軍の環境管理が万全になされるよう、関係自治体及び米側と緊密に連携の上、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

早期の原因究明について

(市 長)

生活排水ライン・産業排水ラインの入り口では暫定指針値以下となっているが、粒状活性炭フィルター通過前の排水では暫定指針値以上になっている。

市民の安全・安心は当然として、米海軍基地で暮らす方々、働く方々にとっても、環境や人の健康に関する問題は、重要な問題であるため、早期の原因究明についても引き続き強く求める。

(南関東防衛局長)

御指摘の点については、重く受け止める。PFOSをめぐる問題については、地域住民の皆様が不安を抱いていることをしっかり受け止め、政府全体として取り組みを進めているところである。

原因究明につきましても、環境分科委員会の枠組みの中で、関係省庁とも連携しながら政府として求めてきたところであり、引き続き関係省庁と連携しつつ、米側に対し原因究明を求めていくとともに、米側から情報が得られた際には速やかに提供してまいる。

なお、本日の内容については、東部漁協にもご説明させていただく予定である。

以上

米側が実施した横須賀海軍施設内における排水の分析結果

(単位:ng/L)

分析結果			PFOS	PFOA	PFOS+PFOA
生活排水ライン	11月18日採取	入口	整備のためサンプリングなし		
	12月 9日採取	入口	39	N.D.	39
	12月23日採取	入口	18	4.4	22.4
産業排水ライン	11月18日採取	入口	N.D.	N.D.	N.D.
	12月 9日採取	入口	7.9	3.4	11.3
	12月23日採取	入口	N.D.	N.D.	N.D.
粒状活性炭フィルター通過前後	11月18日採取	前	60.7	29.9	90.6
		後	N.D.	N.D.	N.D.
	12月 9日採取	前	31	21	52
		後	N.D.	N.D.	N.D.
	12月23日採取	前	270	65	335
		後	N.D.	7.3	7.3

N.D. = 不検出

南関東防衛局が実施した周辺海域の海水の分析結果

(令和4年12月15日採取)

今回分析結果

(単位：ng/L)

調査地点	P F O S	P F O A	合計
周辺海域	1 . 5	2 . 1	3 . 6
周辺海域	1 . 6	1 . 1	2 . 7
周辺海域	1 . 3	1 . 0	2 . 4

- 1 数値は端数処理の関係で整合しない場合がある。
- 2 水環境中の指針値(暫定)は、P F O S及びP F O Aの合算値で50ng/L
 なお、指針値(暫定)は、人が生涯にわたり連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮して、環境省において設定したものである。

分析結果の推移(P F O S+P F O A)

(単位：ng/L)

調査地点 \ 採水日	1回目 (令和4年6月30日)	2回目 (令和4年9月30日)	3回目(今回) (令和4年12月15日)
周辺海域	1 . 7	2 . 5	3 . 6
周辺海域	1 . 8	3 . 0	2 . 7
周辺海域	1 . 6	3 . 0	2 . 4

採水位置図



出典：国土地理院空中写真を加工して使用